

瀬戸市こども若者家庭センター条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 5 号

瀬戸市こども若者家庭センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 6 条第 1 項並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 0 条の 2 第 1 項及び子ども・若者育成支援推進法（平成 2 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 条の規定に基づき、瀬戸市こども若者家庭センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 センターの名称、位置、所掌事務及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務	所 管 区 域
瀬 戸 市 こ ど も 若 者 家 庭 セ ン タ ー	瀬 戸 市 川 端 町 1 丁 目 3 1 番 地	1 母子保健に関すること。 2 市長が必要と認める事項に関 すること。	瀬 戸 市 の 全 域
	瀬 戸 市 栄 町 4 5 番 地	1 子ども・若者に関すること。 2 市長が必要と認める事項に関 すること。	

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 5 条関係）			別表第 1（第 5 条関係）		
職種	職務 の級	基準となる職務	職種	職務 の級	基準となる職務
<省略>			<省略>		
(14) 学校 教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>こども若者家庭センタ ー</u> における相談員の職務 4 <省略>	(14) 学校 教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>子ども・若者センター</u> における相談員の職務 4 <省略>
<省略>			<省略>		